

徳島県規則第二十九号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の徳島県庁受付案内員の項中「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同二の徳島県データ活用専門員の項中「一三、二〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、同二の徳島県文化財調査員の項中「七、八〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同二の徳島県嘱託歯科衛生士の項中「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同二の徳島県嘱託管理栄養士の項中「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同二の徳島県嘱託医師の項中「一五、六〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同二の徳島県社会福祉施設非常勤調理員の項中「八、一〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同二の徳島県家庭相談員の項及び母子・父子自立支援員の項中「一七五、〇〇〇円」を「一七八、〇〇〇円」に改め、同二の徳島県子育て支援コーディネーターの項中「九、二〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同二の徳島県社会福祉施設非常勤栄養士の項中「七、三〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同二の徳島県障がい者職業訓練支援員の項中「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同二の徳島県鳥獣保護監視員の項中「五、七〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同二の徳島県水産資源保護監視員の項中「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同二の徳島県試験研究補助員の項中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同二の徳島県排水機場看守員の項中「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同二の徳島県立高等学校寄宿舎舎監の項中「一、二、二〇〇円」を「一、二、四〇〇円」に改め、同二の徳島県議会受付案内員の項中「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。